

新型^{しんがた}コロナウイルス^{ころなういるす}感染症^{かんせんしょう}の^{えいきょう}影響^{しごと}で^{やす}仕事を^{しごと}休^{やす}んだり^{しごと}仕事が^{なくな}って^{せいかつ}生活^{する}する^{かね}お^{こま}金^に困^{ひと}っている^人人へ

一時的^{いちじてき}に^{かね}お^か金^を借^かり^るた^{ため}の^{あんない}案^内

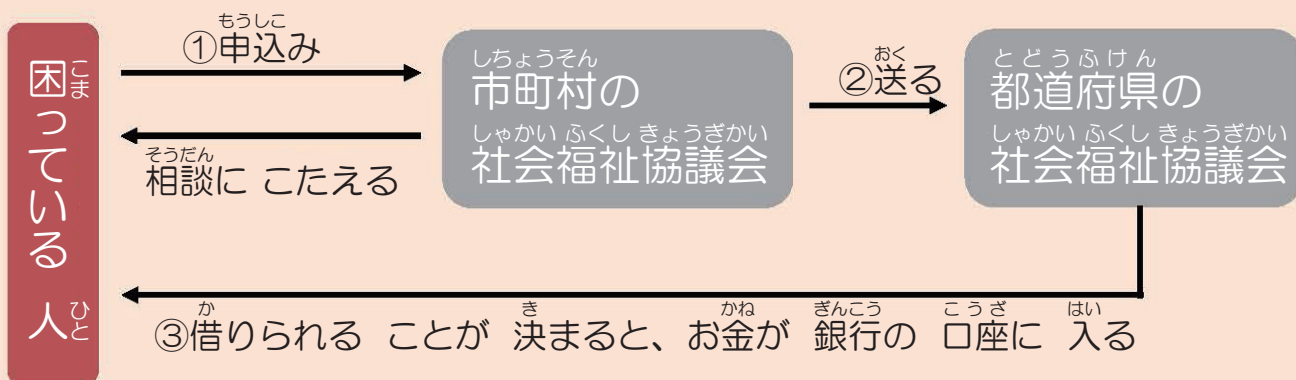
社会福祉協議会^{しゃかいふくしきょうぎかい}では、毎^{まい}月^{つき}の^{きゅうりょう}給^{すく}料^の少^{かてい}ない^{ひと}家^庭や^人に、
生活^{せいかつ}に^{ひつよう}必^{かね}要^かな^{せいかつ}お^{ふくし}金^{しきん}を^か貸^かす、生活福祉資金貸付制度^{せいど}が^{あり}ま^すあ^りま^す。
す。

新型^{しんがた}コロナウイルス^{ころなういるす}感染症^{かんせんしょう}の^{えいきょう}影響^が大^{おお}き^いい^{ので}、この^{せいど}制^{せいど}度^をた^くさ^んの^{ひと}人^が使^{つか}え^るよ^うに^なり^まし^た。

詳^{くわ}しい^{ないよう}内^あ容^{んない}は^{うし}こ^みの^す案^す内^の後^ろろ^を見^みて^くだ^さい。^す住^すん^でい^る町^の社^{しゃ}会^{かい}福^ふ祉^し協^き議^ぎ会^に相^{そう}談^{だん}し^てく^ださ^い。

てつづ 手続き^の順^{じゅん}番^{ばん}

お^{かね}金^を借^かり^るた^{ため}に ①を^して^くだ^さい。



● 受付^{うけつけ}が^{はじ}始^ひまった^日日 3月25日(水)

● 手^て続^{つづ}きを^する^こと^ろ

あなたの^す住^すんで^いる^町の^{しゃ}会^{かい}福^ふ祉^し協^き議^ぎ会

城陽市社会福祉協議会 ^{でんわ}電話: 0774-56-0909

〒610-0121 京^{きょう}都^と府^ふ城^{じょう}陽^{よう}市 ^{てらだひがしのくち}寺^{てら}田^だ東^{ひがしのくち}ノ^ろ口¹⁷17 (城陽市福祉センター、市役所の西となり)

あかし
赤字は これまでより
かんたん
簡単に なりました。

仕事を 休んだ 人 (緊急小口資金)

生活の ための お金に 困った 人は、お金を 借りることが できます。

■対象となる 人

新型コロナウイルスの 影響で、仕事を 休むなど、給料が 減った 人や 家庭

※ 新型コロナウイルスの 影響で、仕事が 休みで なくても、給料が 減った 人は 借りることが できます。

■借りられる お金の 額

・ 学校が 休みに なったので、仕事が 減った人、個人で 仕事をしている人など、20万円まで

・ その他の 場合、10万円まで

■返しはじめる 時期

1年まで (借りてから 1年以内に 返し はじめます)

※ これまでは 2か月以内でした。

■返す 期間

2年まで
※ これまでは 1年以内でした。

■利子・保証人

利子は 払わなくても いいです・
保証人は いらいいです

■手続きを する ところ

住んでいる 町の 社会福祉協議会

仕事が なくなった 人 (総合支援資金) ※

生活を もとに 戻すまで 必要な お金を 借りることが できます。

■対象となる 人

新型コロナウイルスの 影響で、給料が 減ったり 仕事が なくなり、生活するこ とが 難しい 人や 家庭

※ 新型コロナウイルスの 影響で、仕事が なくな った 人だけでなく、給料が 減った 人も 借り ることが できます。

■借りられる お金の 額

・ (二人以上) 1月に 20万円 以内
・ (ひとりで 住んでいる人) 1月に 15万円 以内
借りられる 期間：基本は 3か月まで

■返しはじめる 時期

1年まで (借りてから 1年以内に 返し はじめます)

※ これまでは 6か月以内でした。

■返す 期間

10年まで

■利子・保証人

利子は 払わなくても いいです・
保証人は いらいいです

■手続きを する ところ

住んでいる 町の 社会福祉協議会

注 自立相談支援事業等の 継続的な 支援を 受けることが 必要となります。

今回 この制度で お金を 借りた 場合、返す 時に、まだ 給料が すぐなくなっている 家庭 (住民税非課税世帯) は、返さなくても 良い 場合が あります。